

議案第 107 号

伊賀焼伝統産業会館条例の一部改正について

伊賀焼伝統産業会館条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀焼伝統産業会館条例の一部を改正する条例

伊賀焼伝統産業会館条例(平成16年伊賀市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第14条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 展示物及び収蔵品の管理に関する業務

第15条中「3年間」を「5年間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(伊賀・信楽古陶館条例の廃止)

2 伊賀・信楽古陶館条例(平成16年伊賀市条例第175号)は、廃止する。